



医政看0221第6号
平成26年2月24日

堺市 看護行政担当者 殿

厚生労働省医政局看護課長



「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会報告書」の
送付について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて平成22年4月より、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修が努力義務とされ、厚生労働省ではこれを推進するため平成21年12月に新人看護職員研修ガイドラインを作成しました。「新人看護職員研修に関する検討会報告書」（平成23年2月）において、新人看護職員研修ガイドラインは医療現場等の状況や看護基礎教育の見直し等の諸事情や研修成果を勘案して適宜見直すことが必要とされています。このため、平成25年11月より新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会を開催し、新人看護職員研修ガイドラインの見直し及び新人看護職員研修の更なる推進に向けた課題の整理を行い、報告書としてとりまとめましたので送付いたします。

つきましては、貴管内の医療機関等に対する本報告書の周知について、ご協力くださいますようお願い致します。

今後とも、新人看護職員研修の推進についてご理解を賜りますとともに、各般のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本報告書及び新人看護職員研修ガイドライン（改訂版）は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000037530.html>）に掲載されておりますことを申し添えます。